

海外子女教育だより

気球船



第 212 号

平成 19 年 8 月
文 部 科 学 省
初 等 中 等 教 育 局
国 際 教 育 課
編 集 ・ 発 行
初 版 発 行 昭 和 62 年 12 月

海外子女教育総合HP: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

巻頭言

保護者、子供の視線に立った取組を

国際教育課長 手塚 義雅

私はヨーロッパ、アフリカ、アジアで勤務したことがあり、途中、日本で教育を受けさせながらも、海外のそれぞれの地域で 2 人の子供を育てた経験がある。年齢的には幼稚園から高等学校までの教育を受けさせ、学校も日本人学校、補習授業校、現地校、インターナショナル・スクールと私立在外教育施設を除く様々な種類の学校に子供たちは通った。そこでの経験については、「フレンズ 帰国生 母の会」の「friends だより 48号」

<http://www.ne.jp/asahi/friends/kikoku/katudou/fdayori/48.pdf>

にインタビュー形式で掲載されているので、ご関心のある方はお読みいただきたい。

今回ここで述べたいことは帰国に当たっての学校側の対応である。私の子供が日本に帰国するときは高校一年生であった。したがって、帰国後は高校に編入しなければならないわけだが、海外からの編入願書の手続きには悩まされた記憶がある。私は帰国子女を受け入れている複数の高校から編入願書を取り寄せたのだが、まず記入の分量が非常に多い。

次に困ったのが成績証明書の提出である。私の申し込んだ全ての高校からはコピーでなく「オリジナルの成績証明書」の提出を求められた。日本であれば印刷された成績証明書に公印を押せばオリジナルの成績証明書はいくらでも作れるが海外の学校ではそうはいかないこともあるのである。私は海外の勤務先から日本を経ず海外の勤務先に直接転勤したが、前任地のアフリカのインターナショナル・スクールでの成績証明書は手書きの証明書であったので複数の証明書を作成することはまず不可能であった。しかも、アフリカとい

う通信事情が悪い国に連絡をとることも容易ではなかった。

困った私はそれぞれの学校に電話し事情を説明してコピーの提出でも許可してもらったが、このような困った体験や当惑した経験をした保護者は多いのではないだろうか。

その後、私は現職に就任したので、このような取組について調べてみたところ、文部科学省では以前から高校における帰国子女の編入学について受験手続の簡素化・弾力化などを示した通知を各都道府県教育委員会等に通知しているのである。

当課として、この通知の趣旨を十分に周知し、各関係者の協力を求める努力が不十分であったかもしれないと考え、当課のHPである「クラリネット」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

でこれら通知を公開するとともに、様々な会議において説明を行うようにしている。

先日、ある高校の関係者にこのことを話したところ、「当校では（手塚課長から指摘されたことについては）従来から実施しています。オリジナルの成績証明書の提出を求めることは、難しいことは分かっているので、以前からコピーで可としています。また、保護者や子供の負担にならないよう必要最小限の情報の提供を求めるようにしています」との回答を聞き、大変感心した。

この他、このような取組が教育委員会や学校において行なわれるようになってきているようであり喜ばしく思う。

我々は、保護者、子供の視線に立って行政を行う必要がある（行政サービスという観点からは「顧客の視線で考える必要性」と言っているかもしれない）。

上で述べた成績証明書の話は一例に過ぎない。この他にも、保護者、生徒に必要な以上の負担をかけない記入のあり方、柔軟な編入時期の設定など様々な課題もあると思う。今後

ともこの通知の趣旨が学校現場で更に活かされるよう関係者と連携を図って行きたいと考えている。



トピック

教員免許更新制の導入について

初等中等教育局教職員課

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、教育基本法の改正を踏まえ、教員全体への信頼性を高め、全国的な教育水準の向上を図ることが重要である。

そのため、教員が、社会構造の急激な変化等に対応して、最新の知識技能を身に付け、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようにする必要がある。

このような観点から、教育職員の免許の更新制の導入等を図る「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、同法案は平成19年6月に可決・成立した。

これにより、平成21年4月より教員免許更新制が開始されることとなっている。

1. 教員免許更新制の内容

(1) 教員免許状の有効期間について

更新制を導入するため、普通免許状及び特別免許状の有効期間を、授与から10年後の年度末までとした。

また、複数の免許状を有する者の免許状の有効期間については、最後に知識技能を得て授与された免許状を基準とすることとし、最も遅く満了となる有効期間に統一した。

(2) 有効期間の更新について

有効期間の更新を受けようとする者は、更新を行う免許管理者が定める書類を添付して更新の申請をしなければならないこととした。

更新できる者は、免許状更新講習を修了した者、知識技能等を勘案して免許管理者が認めた

者(免除対象者)とした。

また、やむをえない事由により免許状更新講習の課程を修了できないと認めるときは、相当の期間を定めて、免許状の有効期間を延長することとした。

(3) 免許状更新講習について

免許状更新講習は、教員として必要な最新の知識技能の修得の場として、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設するものである。

更新に必要な免許状更新講習の時間は、30時間以上とした。

受講者は教育職員等教育の職にある者、教育職員になる予定の者とし、ペーパーティーチャーや、指導改善研修を命ぜられた者は免許状更新講習を受けることができない。ただし、ペーパーティーチャーのうち採用内定等を有する者等、教育職員になる予定の者は受講が可能である。

(4) 施行前に授与された免許状を有する者の取扱いについて

この法律の施行前に授与されている普通免許状又は特別免許状(旧免許状)を有する者の免許状には、有効期間の定めがないものとした。

上記の者は、更新講習修了確認(更新)を、文部科学省令で定める日及びその後10年ごとの日(修了確認期限 有効期間の満了の日)までに、受けなければならない。

旧免許状を有する教育職員等が、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する免許状はその効力を失う。

2. 在外教育施設等に派遣されている者の取扱いについて

現在、在外教育施設等に派遣されている教員が修了確認期限を迎える場合は、更新講習を受講することは困難であることから、基本的には修了確認期限は延期され、帰国後に更新講習を受講することとする予定である。

3. 今後の取組について

文部科学省としては、今後、教員免許更新制を円滑に進めるために、免許状更新講習の内容等について中央教育審議会や都道府県教育委員会等をはじめとした関係者の意見を踏まえて検討するとともに、今回の改正の趣旨・目的を十分にご理解いただけるよう周知に努めることとしている。

トルコとハンガリーを視察して

初等中等教育局児童生徒課長 木岡 保雅
 同 課長補佐 倉見 昇一
 国際教育課 松永 佳子

7月11日～19日にかけて、トルコ共和国とハンガリー共和国へ教育視察に行ってきました。トルコはイスタンブールにある日本人学校と補習授業校そして教育省、ハンガリーはブダペストにある日本人学校と教育文化省です。それぞれで多くのことを聴いたり、また、気が付いたりしたことがありましたが、紙面の関係上、主だったことをご紹介しますと思います。

(1) イスタンブール日本人学校

当校の校舎は二世帯住宅を改築したもので、敷地も狭く、恵まれた環境とは言えませんでした。その分、学校の教職員が様々な工夫をして取り組んでいこうという意識が感じられました。

地域の治安があまり良くないこともあって、子どもたちは基本的に学校と家庭だけの生活で、子ども同士で外で遊んだりすることは無いとのことでした。日本国内の子どもと比べて体力不足だったり、エネルギーやストレスを発散する場が乏しいのが実態ということでした。そのため、昨年秋から高学年で部活動を始めたとのことで、私たちが訪問したときには、野球部が短距離ノックを、バレーボール部が教職員チームと試合形式の練習をしており、狭い敷地の中でしたが、子どもたちが元氣一杯活動している姿が印象的でした。



(2) イスタンブール補習授業校

毎週土曜日に日本人学校の校舎を借りて授業

を行っており、児童生徒数は約40名、各クラスの児童生徒数は4～7名で、国語については学力の差が大きいため、昨年度から実学年ではなく進度によりクラス分けをしているとのことでした。また、当校では運営委員が毎年変わるため、事務局長を置くことで継続的な学校運営が行えるようにしたとのことでした。

(3) イスタンブール教育省

現在、イスタンブール地区での大きな課題は、子どもの人口増のため、毎年千単位で教室を増築しているとのこと。

子どもの問題行動については、小学校1年生から高等学校まで一貫した記録ファイルを一人一人について作成しているため、問題を起こした子どもがいれば、過去に同様の行動がなかったか、問題行動の原因は何か、などをすぐに把握できるようになっている。大事なことは、問題を起こしている子どもが愛情をきちんと受けているかどうかであって、すべてはそこにかかっている、というのが副教育長の話でした。

トルコでもいじめはあるが、いじめについては、“なぜいじめが起きるのか”ということについてアンケートを取り、「市民が考えるいじめの原因136」として整理した上で、それに保護者や教師、行政等が取るべき対処法を入れ込んだ冊子を作成、配布したとのことでした。

また、テレビとインターネットが広まった影響が大きく、子どもたちがこれまでの価値観にとらわれなくなり(イスラムの教え以外にも別の社会の価値観があることを知り)、自由な気風が広まってそれが悪い影響となっているとのこと。特にここ数年、子どもたちの間でインターネットカフェが大ブームになり、ネットから暴力や性などの有害情報にアクセスしたりしているとのことでした。



レポートビック

(4) ブタペスト日本人学校

当校は開校3年目の新しい学校で、1年目から2年目にかけて児童生徒数は倍増、今では100名を超える規模になっています。校舎は現地校の校舎の一部(別棟)を借り受けており、校庭などは共用のため、高学年の体育の授業は現地校と合同で行うなど、現地校と密接な関係にありました。

イスタンブル日本人学校でもそうでしたが(日本人学校はどこでもそうなのかもしれませんが)、「日本語をしっかりと学ぶ」「漢字検定を取り入れる」「日本の文化に積極的に触れる」など、海外にいたるだけになおのこと“日本”を意識しての教育がなされていました。



(5) ハンガリー教育文化省

ハンガリーでのいじめの状況は、この10~15年増加傾向にあるそうですが、口頭でのいじめが大半であり、また、最も多いのは14歳以上の子どもが通う職業学校におけるいじめであるとのこと。寮制なので先輩・後輩の関係が強いためと話していました。いじめ対策として、ナショナルカリキュラムを改訂して教える内容を減らし、生活面の指導に時間を充てることできるようにしたとのこと。また、必要な子どもに対しては心理カウンセラーに相談させるようにしているとのことでした。なお、学校にカウンセラーを配置することについては今後検討していく予定と話していました。

今回の視察で感じたことは、両国の日本人学校とも、校長先生がこれまでのご経験を生かしながら学校のあるべき姿や今後の方向性などを考え、強いリーダーシップを発揮されて学校運営をされており、また、教職員もチームワークよく、それぞれ異国の地ゆえの限られた環境の中で、自ら工夫して授業を行っていかうという意識がはっきりと伺われたことです。

また、日本人学校の運営委員の方々とお話する中で、「海外勤務になって一番気になることは子どもの教育のこと」と皆さんが口を揃えて言われたことや、日本企業がどこの国に海外進出するかを決めるに当たり、その国の日本人学校の状況が大きな要素となることを聴き、その重要性を感じました。

関連して、日本企業の海外進出の拡大に伴い、様々な家庭の子どもが日本人学校に入学してくるようになり、心理カウンセラーが必要な場合や場面が出てきたということでした。このような専門家に気軽に相談できる方策を整えていくことが必要だということを感じました。

また、両国の教育省を訪れて、お互いの教育事情について意見交換したところ、いじめやインターネットの問題など我が国と同様の課題を抱えており、それらに関して情報交換したことは、大変有意義だったと思います。

最後に、各校長先生をはじめ、両国でお世話になりました関係者の皆様に、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

国際教育についての私見(注)

国際教育課長 手塚 義雅

(注)以下の文章は、「学校教育研究第22号」(日本学校教育学会編。2007年8月)に掲載した「国際社会を展望した対話力」からの一部抜粋です。分かりやすくするため、「注」を加えたり、一部文章を追加、訂正しています。今まで「気球船」に投稿した私の論考と重複する部分もありますが、ご参考になれば幸いです。

国家的視点から考える国際教育(注1)

教育を考える際は「子どもの視点」から議論されることが多い。例えば、平成8年(1996年)の中央教育審議会第一次答申では、『国際化が進展する中であって、広い視野とともに、異文化に対する理解や、異なる文化を持つ人々と共に協調して生きていく態度などを育成することは、子供たちにとって極めて重要なことである』とされているし、平成15年(2003年)に文部科学省が策定した『『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』

(以下、「行動計画」)では、『子どもたちが21世紀を生き抜くためには、国際的共通語としての英語のコミュニケーション能力を身に付けることが不可欠』としている。

子どもの視点から教育を考えることはもとより重要なことであるが、本論考では国家的な視点を中心に外国語教育(特に、英語教育)、在日外国人児童生徒教育、国際理解教育について考えてみたい。なお、字数の関係から海外子女教育については割愛し、別の機会に筆者の考えを述べることとしたい(筆者注:本掲載は抜粋であるため、外国語教育、在日外国人児童生徒教育に関する論考については割愛しました。また、海外子女教育については来年発行予定の「国際教育評論」(東京学芸大学国際教育センター)で筆者の考えを掲載する予定です)。

(注1)国際理解教育と国際教育の概念の相違については以下の通り。

平成8年(1996年)中央教育審議会第一次答申において、国際化への対応の視点として、これからの教育においては、異文化を理解し、これを尊重・共生できる資質・能力、自己の確立、コミュニケーション能力の育成の3つの点に留意して進めていく必要があるとされ、「国際理解教育」の推進・充実が提言された。

他方、平成17年(2005年)「初等中等教育における国際教育推進検討会報告」(初等中等教育局長の私的諮問機関による報告)において、社会の国際化の進展を踏まえた人材育成を図るため、国際理解教育に加え、帰国児童生徒教育、海外子女教育、外国人児童生徒教育など、各分野の成果を踏まえた教育のあり方として「国際教育」の推進が提言された。

すなわち、国際教育は国際理解教育に加え、帰国児童生徒教育、海外子女教育、外国人児童生徒教育などを含めた広い概念として考えられており、本稿でもこの考えに沿って記述している。

国際社会における日本の位置づけ

日本は今後、少子化が進み、将来の人口が減少していくのは確実であるし、また、アジアでは中国・インドの著しい発展が見られる。このようなことを考えると、少なくとも

人口面・経済面での日本の国力の相対的な低下は免れないだろう。つまり、今後日本は、経済規模の面でも、人口の面でも相対的にその地位の低下は免れないと思うが、その分、このようなハンディを克服して国際的に活躍する人材を多く育成する必要があるだろう。

また、日本は今まで国際社会のルール、秩序を所与の条件として受け入れ経済発展を遂げてきたが、今後は国際社会の新たなルール、秩序を形成するような積極的な貢献が求められている。しかしながら、国連の意思決定プロセスに参加する幹部職員に占める日本人の割合が極めて少ないことに示されるように、このような新たなルール、秩序の形成という分野での日本の貢献は少なかったと思われる。このため今後はこのような分野でも活躍できる国際的な人材の育成は大変重要だと考える(注2)(注3)。

さらに、日本における外国人の問題もある。平成17年(2005年)末、日本に住む外国人ははじめて200万人を超えた。これは都道府県別の人口と比べると、全国20位の栃木県の人口に相当する数である。この外国人の人口比を都道府県別に見ると、東京都の約2.8%を筆頭に、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、大阪府、群馬県、滋賀県、京都府が2%を越える。さらに、市町村別に見ると約15.8%の群馬県大泉町、約9.6%の岐阜県美濃加茂市など多くの外国人を抱える地方自治体もある。また、外国人の子どもは約7万人が公立学校で学び、そのうち日本語指導が必要な子どもの数は約2万人で、その数は年々増加している。このような外国人の子どもたちの急増は地方自治体や公立学校に大きな負担となってきたが、このような課題にも対処していかなければならない。

(注2)国連の加盟国は、その経済力に応じて、国連分担金を負担しており、日本の負担割合は、全加盟国中第2位の約20%となっている。これはアメリカを除く安保理常任理事国4ヶ国(中国、ロシア、イギリス、フランス)の負担割合の合計よりも大きな数字である。しかしながら、国連で働く日本人職員の割合は4.2%に過ぎない(これをアンダーリプレゼンテーションと呼んでいる)。

さらに、国連の意思決定プロセスに参加する課長（director）以上の幹部職員になると2.1%に過ぎない（どちらの数字も2006年6月現在）。これは1億人以上の人口を有し、高等教育を受けた多くの優秀な人材を抱える日本の現状から考えると極端に低い数字と言わざるを得ない。

また、国際的なフォーラムや共同研究の場で活躍する日本人が非常に少ないことは、つとに言われていることである。例えば、財団法人日本国際交流センターの山本正氏は次のように書いている。「国際的な共同研究の場で活躍している日本の知的指導者の数が相対的に非常に少ないことです。反面特にこの2,3年極めて顕著になってきたのは中国の活躍ぶりです。韓国も相当頑張っている。国際会議の場で私もしょっちょう出くわしますが、中国・韓国の方々が活発に議論する中で日本人がシーンと静かにしている。そういう状況が非常に目だってきているわけです」（「英語展望」誌no113、2006年夏号）

（注3）

「国際化」の捉え方

国際的な業務の分野では「国際化の進展の中で…」という表現がよく用いられるが、時代によって「国際化」の中身は変化していることに留意すべきだろう。考えてみれば「国際化」は長い歴史の中でよく見られる現象であり、現代に限られた現象ではない。例えば、1853年ペリーが4隻のアメリカ艦隊を率いて、日本へ開国を迫ったのも、当時の国際化の進展の中で起こった事件であった。そのような国際情勢の中で、日本が開国、明治維新を行い、近代化を進めたことは、19世紀の列強による帝国主義時代の中で、植民地化される恐れもあった日本の存続・発展をかけた先人達の選択、決断でもあった。

このことを考えれば、単に「国際化の進展に鑑み、…の充実が必要」とするのではなく、今の国際情勢の中に置かれた日本の位置づけを考え、その中で次の世代のために何をしなければならぬかという視点から考えていく必要があると思う。

「国際化」と「グローバル化」の相違

「国際化」と「グローバル化」は同じ概念として扱われることが多いが、この2つの概念は別の概念と

筆者はとらえている。「国際化」は文字通り、「国」と「国」との関係であり、国家間の関係が緊密化し、相互依存が高まっている現象が「国際化」であり、他方、「グローバル化」は通信技術の発達などにより情報の伝達において国家の障壁がなくなったり、国際機関、多国籍企業、NGOなど国家以外の様々な主体の発言力や役割が増大していることを指すと考えている。現在は、この「国際化」と「グローバル化」が同時に進行している時代であるが、上記で述べたように、「国家」のもつ大きな役割は今後も続くと考えられる。

・国際理解教育について（注4）

「総合的な学習の時間」が、小・中学校においては平成14年度（2002年度）より、高等学校においては平成15年度より本格的に実施されるようになった。学習指導要領には、「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的、総合的な課題・・・（略）・・・について学習活動を行うものとする」とある。この学習を進めるにあたり、情報、環境、福祉・健康はカリキュラムを組みやすいが、国際理解教育については非常に難しいとする現場の先生方が多い。なぜ国際理解教育が難しいのだろうか。

国際理解を深めるためには異なる文化・価値観の摩擦が大きな役割を果たす。しかし、日本ではこのような異なる文化・価値観の摩擦を経験することが極めて少ない。筆者は国際理解教育の難しさの原因の一つがここにあるのではないかと考えている。このため、単にエキゾチックなところを見せるだけの教育から一步も二歩も進め、学校として明確な国際理解教育の指導目標又は指導の視点などを設けた上で、緊張感と意外性を経験させるという作業が必要ではないかと考える。例えば、「英語教育」（筆者注：本掲載文では割愛していますが、英語教育は技術面だけでなく、広い意味でのコミュニケーション能力が必要であり、そのためには母語である日本語で論理的・分析的に考える訓練をすることが重要であることを原文では述べています。）で述べたように、「厳密・論理的な日本語」を使った、日本語によるディベートなどは有益だと思う。

さらに、「日本史を学ぶことによる国際理解

教育」についても述べたい。

国際理解教育について関係者の方々と話をすると、海外の事情や外国を理解しようとするのが主眼となる傾向があるように思われる。もちろん、海外の事情や外国について学ぶことは大事であるが、我が国の歴史や文化を学び、それを文化・歴史・考え方の異なる外国人に理解できるように説明できることも国際理解教育であると思う。

(注4)国際理解教育に関する「国家」の位置づけの「国家的視点から考える国際教育」で述べたように、教育を考える際は「子どもの視点」から考えることはもとより重要なことであるが、これに加え、筆者は上記において、従来はややもすると見過ごされてきたと思われる「国家の観点」からの教育について考えてきた。

そこで、国際社会の中における「国家」の位置づけについて私見を述べてみたい。グローバル化(注2の を参照)が進む中で、国家以外の主体が大きな役割を果たすようになってきている。国連を始めとする国際機関、NGO、多国籍企業などの主体が国際社会の中で果たす役割が増大し、国家の役割は相対的に低下している。特に冷戦後はこのような傾向が強まってきたと言えよう。

しかしながら、他の主体と比べ国家(主権国家)の果たす役割は依然として圧倒的な大きさを持つものと筆者は考えている。国連の最高意思決定機関である安全保障理事会の決定が実質的には主権国家間の意志によって決まることや、国家主権の一部を移譲してできたEU(欧州連合)においても、なお国家の役割や意識が大きいことを考えれば、予測できる将来において、国家が他の主体と比べ圧倒的な存在として存続し続けると考える。

したがって、国際理解教育を語る場合、自分の属する国家に足場を置かない「地球市民」、「グローバル市民」を育てることが国際理解教育という考えが一部にあるようであるが、以上の考えから、国家を飛び越えた「地球市民」、「グローバル市民」という考えに私は与しない。自分の属する国の言語、文化、歴史を十分学び、かつ他国の文化、歴史、価値観を尊重し、コミュニケーションを行える人材を育てることが真の国際理解教育だと考えている。

事務連絡

平成19年度後期用教科書送付について

庶務・助成係 斉藤 健一

文部科学省では、海外子女教育の推進をはかるため、外務省の協力を得て、海外在住の義務教育年齢の日本人子女が使用する教科書の無償給与を行っています。

平成19年度後期用教科書については、現在発送作業を進めており、今後、在外公館を通じて対象者に無償給与されることとなります。

今回発送されるのは、小学校用教科書のうち、上下分冊となっているものの下巻で、その総計は180,904冊となっています。

詳細は以下のとおりです。

- ・国語(全学年 各1冊)
- ・社会(3年, 5年, 6年 各1冊)
- ・算数(2年~6年 各1冊)
- ・理科(4年~6年 各1冊)
- ・生活(1年)
- ・図画工作(1年, 3年, 5年 各1冊)

平成19年度在外教育施設教員巡回指導教員による巡回指導について

在外教育施設指導係 白田 亜紀子

先般、巡回指導実施計画書の提出がありました在外教育施設に対して決定通知を發出いたしました。

実施に際しては、本通知をはじめ、実施要項・旅費支給基準・実施計画書に留意ください。

なお、巡回指導が終了したときは、1か月以内に、報告書及び旅費支給関係書類の提出をお願いいたします。



平成19年度補習授業校現地採用講師研修会について

在外教育施設指導係 白田 亜紀子

本年度の開催地及び開催期間については次のとおりです。

なお、本研修会で指導講師をお願いしました在外教育施設におかれましては、研修会終了後1か月以内に、報告書及び旅費支給関係書類の提出をお願いいたします。

【開催地】

- ・北米東部地区：アーモスト補習授業校
(8月15日(水)～16日(木))
- ・北米南部地区：オーランド補習授業校
(8月3日(金)～5日(日))
- ・北米中西部地区：クリーブランド補習授業校
(7月27日(金)～29日(日))
- ・北米西部地区：エドモントン補習授業校
(8月10日(金)～12日(日))
- ・英国地区：ダブリン補習授業校
(6月23日(土)～24日(日))
- ・ドイツ地区：シュツットガルト補習授業校
(11月上旬)
- ・フランス地区：トゥレーヌ補習授業校
(8月27日(月)～29日(水))
- ・北欧地区：ヘルシンキ補習授業校
(9月15日(土)～16日(日))



国際教育課「気球船」編集部

本誌へのご意見、ご感想をお待ちしています。下記までご連絡ください。

連絡先：E-mail:kokukyo@mext.go.jp

こちらも随時募集中です。

投稿記事

(原稿料は出ません。ご了承ください。)

新規配信依頼

編集後記

今月の気球船の編集は、国際理解教育第一・第二係が担当いたしました。何もかもが初めてで、どうなることかと思ったのですが、何とか発行できてほっとしています。

今回は、トピックとして、他課から教員免許の更新制導入や、トルコ及びハンガリーの日本人学校視察について、寄稿頂きました。参考となれば幸いです。

最後に、気球船8月号の発行に関し、ご協力頂きました皆様に感謝いたします。

(国際理解教育第一係、第二係)

～8月号の内容～

巻頭言 _____1

保護者、子供の視線に立った取組を ----1
国際教育課長 手塚 義雅

トピック _____2

教員免許更新制の導入について -----2
初等中等教育局教職員課

トルコとハンガリーを視察して -----3

初等中等教育局児童生徒課長 木岡 保雅
同 課長補佐 倉見 昇一
国際教育課 松永 佳子

国際教育についての私見 -----4

国際教育課長 手塚 義雅

事務連絡 _____7

平成19年度後期用教科書送付について

-----7
庶務・助成係 斉藤 健一

平成19年度在外教育施設教員巡回指導教員による巡回指導について -----7

在外教育施設指導係 白田 亜紀子

平成19年度補習授業校現地採用講師研修会について -----8

在外教育施設指導係 白田 亜紀子